

第6次長期総合計画及び第4次国土利用計画
策 定 方 針

平成28年12月
大河原町企画財政課

目 次

I	長期総合計画	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画策定の根拠	1
3	現総合計画の策定経過	2
4	総合計画の課題	2
5	課題を解決するための3つのポイント	2
6	計画策定の視点	3
7	計画の構成及び機関	4
8	計画書の編成	4
II	国土利用計画	5
1	国土利用計画について	5
2	計画策定の趣旨	5
3	計画策定に当たっての基本方針	5
4	計画の構成及び目標年次	5
III	長期総合計画及び国土利用計画の策定体制及びスケジュール	6
1	計画策定体制	6
2	計画策定スケジュール	8

I. 長期総合計画

1 計画策定の趣旨

○本町では、平成23年3月に、平成23～32年度の10年間を計画期間とする第5次長期総合計画「大河原町経営計画」基本構想及び平成23～27年度の5年間を計画期間とする前期基本計画を策定しましたが、町長が交替したことにより、計画の見直しが必要となったことから、前期基本計画の終了年度を2年間繰り上げ、平成25年12月に議会の議決を経て、平成26～30年度を計画期間とする後期基本計画を策定しました。

○基本構想のまちの将来像で掲げる「開かれた先進のまち、おおがわら」を目指して、まちづくりを進める中で、平成23年3月に東日本大震災が発生したことにより、住民の安全・安心な生活を求める声や環境面における持続可能なまちづくり、地域や家族との繋がりを求める声が多くなりました。また、平成26年5月には、日本創生会議（有識者等で作る民間研究機関）において、全国896自治体が消滅可能都市と発表されたことにより、人口減少社会の到来を再認識しました。

○そのような中で、本町においては、後期基本計画の重点プロジェクトである「たゆまざる行財政改革」実行のため、平成26年11月に新・行財政改革大綱を策定し、また、人口減少に歯止めをかけるために成立した、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年12月に、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定、その戦略を総合計画に溶け込ませるため、議会の議決を経て総合計画の変更を行い、健康寿命の延伸を図るため、歩きたくなるまちの推進や18歳までの医療費無料化（所得制限撤廃）など、子育て支援施策の充実を図り、新たな行政課題に対応してきたところです。

○本町が将来に向かい発展していくには、これまで以上に、仙南の中心地として、長期的な視点に立った重点的・効率的な行政運営が求められており、また、住民主体のまちづくりを行うためには、住民と行政が信頼関係を築き、ともに考えて、地域の課題を解決していくことが重要となっています。

○このようなことから、今後の発展への歩みを確かなものにするため、現総合計画終了後の平成31年度から10年間を見据え、新たな総合計画を策定し、住民と行政がともに目標を共有し、誰もが住み続けたい持続可能なまちを築いていこうとするものです。

2 計画策定の根拠

平成23年8月に地方自治法が改正され、総合計画の策定義務がなくなり、計画の策定及び議決については、各自治体の判断に委ねられました。本町では、平成25年9月に「大河原町総合計画の策定等に関する条例」を制定し、総合的かつ計画的な町政運営を図るため、総合計画を策定することとし、基本構想及び基本計画の策定又は変更しようとするときは、議会の議決を経ることとしています。また、平成25年12月に制定した大河原町議会基本条例第14条においても、基本構想及び基本計画の策定並びに変更について、議決事項と定めています。

3 現総合計画の策定経過

- 平成 23 年 3 月 第5次長期総合計画「大河原町経営計画」基本構想
第5次長期総合計画「大河原町経営計画」前期基本計画の策定
- 平成 23 年 8 月 地方自治法の改正により、総合計画の策定義務がなくなり、計画の策定及び議決については、各自治体の判断に委ねられる
- 平成 25 年 9 月 大河原町総合計画の策定等に関する条例の制定
- 平成 25 年 12 月 大河原町議会基本条例が制定し、基本構想及び基本計画が議決事項となる
- 平成 25 年 12 月 第5次長期総合計画「大河原町経営計画」後期基本計画Next大河原ゆめプランの策定
- 平成 26 年 11 月 後期基本計画の重点プロジェクトで掲げた「たゆまざる行財政改革」を実行するため、新・行財政改革大綱を策定
- 平成 27 年 12 月 大河原町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、議会の議決を経て、後期基本計画に7つ目の重点プロジェクトとして、「まち・ひと・しごと創生総合戦略の実行」を追加

4 総合計画の課題

総合計画においては、全国の自治体において、以下のような課題があると言われており、本町においても、それは例外ではなく、新しい総合計画を策定する際には、これらの課題を解決する必要があります。

(1) 計画の形骸化

総合計画は、多くの時間、労力、お金をかけて作られるが、計画を作ることには大きな比重がおかれ、計画策定後のフォロー（計画を実現して具体的な成果をあげること）ができていない部分が多くあります。

(2) 住民の総合計画に対する認知度が低い

総合計画の存在自体を知っていない住民が大多数であり、計画の存在を知っている場合でも、計画の内容が難しく、目を通してもらえない計画書となっています。また、まちづくりに興味・関心のある住民が少ないため、総合計画自体に興味を持ってもらえていない状況にあります。

(3) 職員の参加意識の低さ

総合計画の担当者以外は、総合計画は、「企画がやっている仕事」という意識があり、通常業務が多忙なこともあり、計画策定への参加が少ない状況にあるため、総合計画に沿って行政運営を行うという意識が低く、総合計画が職員に浸透していない状況にあります。

5 課題解決のための3つのポイント

(1) PDCAサイクルの徹底

施策ごとに定量的な現状分析を行うためのKPI（重要業績評価指標）を設定し、毎年度、内部評価及び外部評価を行うことで、PDCAサイクルの特に Check（チェック）及び Action（アクション）の部分強化し、総合計画の実効性を高めます。

①内部評価

施策・事務事業ごとにKPIを設定し、施策又は事務事業評価を毎年実施し、次年度の予算

に反映する仕組みを構築します。

②外部評価

既存の総合計画審議会条例に計画の検証を行う機能を付与することで、外部機関による計画の進捗管理を行います。

③予算と総合計画の連動性

毎年夏頃に事務事業評価による内部評価を行い、その後、総合計画の検証機関による外部評価を実施、その評価結果を受けて、当初予算要求前に政策形成ヒアリングを行うことで、前年度までの事業内容を検証したうえで、次年度の施策の方向性を決定し、予算編成作業に入っていく流れを構築します。

(2) 住民参加の促進と魅力的な計画書の作成

まちづくりに関するセミナーの開催や住民ワークショップ、住民満足度調査など、様々な住民参加の手法を用いて、より多くの住民が計画策定段階から参加できる仕組みをつくります。また、住民に総合計画への関心を高めてもらうため、イラストや写真を多く用い、分かりやすく親しみやすい表現とした住民向けの計画書を本編とは別に作成します。

(3) 職員参加の促進

総合計画の策定委員会及び専門部会への参加はもちろんのこと、まちづくりセミナーや住民ワークショップへの積極的な参加を促進するとともに、総合計画に関する職員研修会や職員アンケートの実施など、様々な手法を用いて職員参加を促進し、職員みんなで総合計画を策定します。

6 計画策定の視点

(1) 人口減少社会における持続可能なまちづくり

本格的な人口減少社会の到来を迎え、本町においても、人口や財政規模の縮小が想定されるため、規模に見合った財政運営や公共施設の適正な配置を行います。また、持続可能なまちを目指すには、人口減少の緩和や地域での支え合いがますます重要となるため、今後は、子育て支援の充実や地域コミュニティの更なる促進を図ります。

(2) 町全体のブランド化

一目千本桜を中心とした地域資源の活用やご当地ブランドの創出により、まちの魅力を高めるとともに、本町の魅力を発信するシティープロモーションを積極的に行います。

(3) 広域的視点に立ったまちづくり

人口減少社会において持続可能なまちづくりをするためには、広域的な視点に立ったまちづくりの必要性は高まっており、本町は、仙南地域において、行政・医療・交通などの中心的な役割を担っていることから、仙南地域をリードして広域連携を推進します。

(4) 協働のまちづくり

少ない資源(人・カネ)で、地域の課題を解決していくためには、行政と住民がともに話し合い、役割分担を行って、まちづくりを進めていく必要があるため、今後は、これまで以上に協働によるまちづくりを推進します。

(5) 安全で安心して暮らせるまちづくり

東日本大震災以降、全国各地で地震や噴火の発生、また、異常気象によるゲリラ豪雨などにより、河川の氾濫や土砂災害が多く発生しているとともに、近年は、インターネットを悪用した犯罪や高

高齢者を狙った犯罪など、住民の生命や財産に影響を及ぼす様々な問題が起きていることから、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進します。

(6) 超高齢社会への対応

人類がこれまで経験をしたことがない超高齢社会を迎えた我が国において、高齢者が生きがいを持って、地域において元気に活動できる社会を構築することが急務となっています。本町においても、高齢者の健康寿命を延伸させるため、高齢者が元気に楽しく暮らすことのできるまちづくりを行います。

(7) 自立的で効率的な行財政運営の推進

自立的で効率的な行政運営を行うため、住民の声を町政に反映させる仕組みや住民が役場に来なくても行政手続きができる仕組みを構築し、住民の利便性を高めるとともに、より一層の財政健全化を図るなど、積極的に行財政改革に取り組みます。

7 計画の構成及び期間

(1) 基本構想 【期間】 10年（平成 31～40 年度）

町政運営の基本理念及びまちの目指す将来像を示すもの。

(2) 基本計画 【期間】 前期：5年間（平成 31～35 年度）、後期：5年間（平成 36～40 年度）

基本構想を実現するための施策の基本的な方向及び体系を示すもの。

(3) 実施計画 【期間】 3年間（1年毎にローリング）

基本計画による施策を実現するための具体的な取組みを示すもの。

■図表 第6次長期総合計画の計画期間

H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)
基本構想（10年間）									
前期基本計画（5年間）					後期基本計画（5年間）				
実施計画（3年）									
実施計画（3年）									
実施計画（3年）		・・・							

8 計画書の編成

(1) 基本構想及び基本計画

基本構想及び基本計画をセットで計画書を作成します。

(2) 実施計画

全事務事業の内容と3か年の計画額を記載した計画書を作成します。

(3) 住民向けのわかりやすい計画書

職員向けの計画書とは別に、写真やイラストを多く用いた、住民にとって分かりやすく親しみやすい計画書を作成します。

II. 国土利用計画

1 国土利用計画について

国土利用計画は、国土利用法第8条の規定に基づき、大河原町の区域における国土（以下「町土」という。）の利用に関して必要な事項を定め、町土の総合的、計画的な利用を図る指針とするもので、第5次宮城県国土利用計画を基本とし、第6次大河原町長期総合計画に即して策定するものです。

2 計画策定の趣旨

本町は、平成13年に目標年次を平成22年とした第3次国土利用計画を策定し、土地利用の展開を図ってきましたが、広表地区の土地区画整理事業を最後に、宅地化の推進に一定の目途がついたことから、平成22年の目標年次終了後も、新たな計画の策定は行いませんでしたが、その後、人口減少社会における土地利用の転換や都市計画マスタープラン、農業振興地域の見直し等を行うに当たり、土地利用の指針を示す国土利用計画の必要性がでてきたことから、第6次長期総合計画の策定に併せて、新たに第4次大河原町国土利用計画を策定するものです。

3 計画策定に当たっての基本方針

本町は、県南地域のほぼ中央に位置し、面積は、24.99k m²と宮城県内35市町村の中でも、3番目に小さい町です。町内の宅地の大部分は、土地区画整理事業を中心に整備が進んできたため、道路、上下水道等の都市基盤は比較的高い水準にあります。区画整理地内であっても、現在も未利用地が多く存在し、更なる宅地化の促進や空き地の有効活動が必要になっています。また、本町は、行政機関のほかにも、商業・文化・医療をはじめとする様々な施設が集積していることから、仙南地域の拠点としての都市機能を更に充実させていく必要があるため、更なる周辺市町との連携強化を進め、中心機能の充実を図るための土地利用を図っていきます。

4 計画の構成及び目標年次

(1) 計画の構成

国土利用計画法施行令第1条の規定により、下記の項目により構成するものとします。

- ①国土の利用に関する基本構想
- ②国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要
- ③前号に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(2) 計画の目標年次

計画の目標年次は、平成40年とし、基準年次は平成27年とします。

Ⅲ. 長期総合計画及び国土利用計画の策定体制及びスケジュール（案）

※策定体制及びスケジュールについては、現時点での案を示すものであり、総合計画等策定支援業務の委託業者の提案により変更する場合があります。

1 計画策定体制

(1) 庁内体制

①総合計画策定委員会

全庁的な体制で総合計画を策定するため、庁議メンバーによる策定委員会を設置し、専門部会や事務局から提案を受けた原案の検討を行い、基本構想及び基本計画の策定を行います。

②専門部会

総合計画策定委員会の下部組織として、各分野に専門部会を設置し、計画原案の作成を行うほか、課内の総合調整を行います。専門部会は、「生活環境部会」、「保健福祉部会」、「まちづくり・土地利用部会」、「教育文化部会」、「行財政部会」の5部会を予定し、委員は、中堅職員（採用10年程度）～課長補佐程度の幅広い層の職員及び若手職員枠として採用10年未満の職員も参加させることで、若手職員のアイデアを反映させるとともに人材育成も同時に行います。

なお、基本構想については、専門部会の全体会により原案を作成します。

〔構成〕 1部会8名程度（若手職員枠は2名程度）

〔実施回数〕 10回程度を予定

※「まちづくり・土地利用部会」については、今後の土地利用の話合いも行き、国土利用計画に反映させます。

(2) 総合計画審議会

各団体等の代表者で構成し、総合計画等審議会条例に基づき、町長が委嘱します。審議会は、町長が諮問する総合計画案（基本構想・基本計画）に対して、調査・審議を行い、答申を行います。また、PDCAサイクルの徹底を図るため、既存の審議会に、総合計画の検証機能を付け加える条例改正を行います。

※「まち・ひと・しごと創生会議」は本審議会と内容が重複することから、総合戦略の計画期間が終了する平成31年度に廃止する方針とします。

(3) 住民参加

①住民満足度調査

住民の各施策に対する満足度・優先度を調査することで、住民ニーズの把握を行い、総合計画に反映します。

②まちづくりセミナー

住民及び職員の総合計画策定に対する機運を高めるため、キックオフイベントとして、世代交流いきいきプラザを会場に、「住民によるまちづくり」をテーマとしたセミナーを開催します。

③まちづくり会議

「10年後のおおがわら」や「大河原に幸せに住み続けるためには」などをテーマにした住民ワークショップを世代いきいきプラザを会場に2回程度開催します。子育て世代や団塊の世代など、各階層の意見をいただきます。手法については、ワールドカフェ方式など、多くの意見をいただ

けるような工夫を行います。

④子ども未来会議

町内在住（他市町への通学者を含む）の中高生数十名によって、世代交流いきいきプラザを会場に「10年後のおおがわら」とテーマにしたワークショップを開催し、子どもの目線からの町政に対する意見を吸い上げるとともに、本町の次代を担う若者の育成を図ります。

⑤各団体の代表者との意見交換会

町内又は大河原町に関係のある企業・団体の代表者と町執行部が大河原町の将来像や本町の課題について、意見交換を行い、行政と民間が一体となって総合計画の策定を行います。

⑥住民説明会

総合計画の素案に対する住民説明会を3地区程度（川西・川東、金ヶ瀬）に分かれて開催します。

⑦パブリックコメント

総合計画及び国土利用計画の素案に対して、パブリックコメントを実施し、住民の意見を計画に反映させます。

（４）職員参加

計画策定に当たっては、幅広い職員の参加を図り、職員の専門知識を活かすとともに、職員の能力向上を図ります。

①職員説明会の実施

団塊の世代の大量退職により、新規採用職員が増加したことから、全職員に対して総合計画に対する説明会を行い、総合計画の浸透を図ります。

②職員アンケートの実施

職員が、これまで培った知識及び能力を総合計画に反映させるため、全職員向けのアンケートを実施します。

③まちづくりセミナー・まちづくり会議への積極的な参加

職員においても、まちづくりセミナーに積極的に参加するとともに、まちづくり会議においては、住民と一緒にワークショップを行います。

④幅広い層の職員による専門部会の設置

中堅職員（採用10年程度経過）～課長補佐程度の幅広い層の職員により専門部会を構成し、また、人材育成の観点から若手職員枠をつくり、採用10年未満の職員を専門部会に参加させることで、若手職員のアイデアを反映させるとともに、能力向上を図ります。

⑤政策提案プロジェクトチームの参加

専門部会への参加や新たなまちづくりの提案など、総合計画の策定に積極的に関わりを持たせ、若手職員の能力向上を図るとともに、次代の総合計画を策定する人材を育成します。

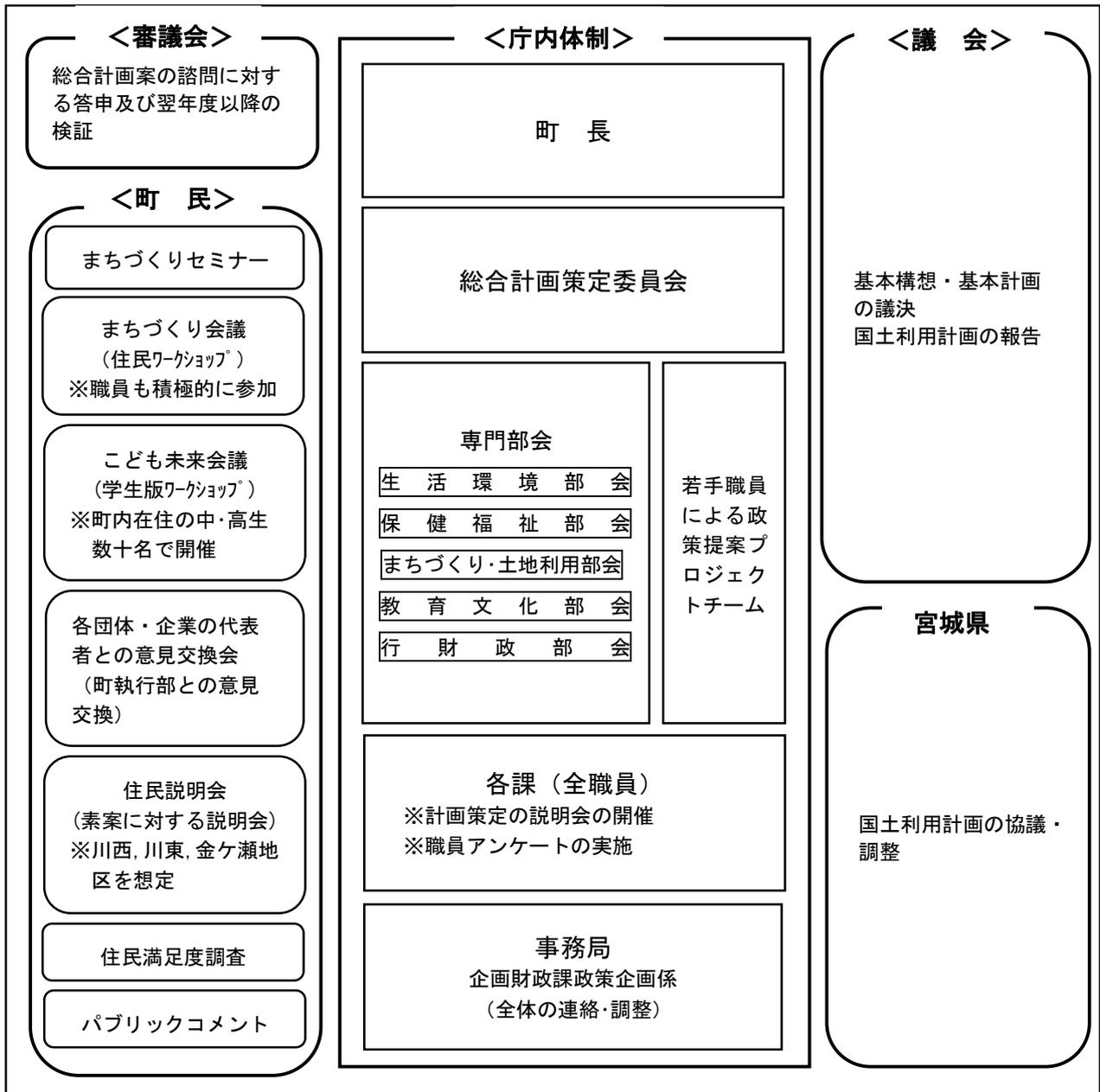
（５）議会

大河原町総合計画の策定等に関する条例及び議会基本条例に基づき、総合計画（基本構想・基本計画）の議決を経るとともに、議会全員協議会において、総合計画策定の中間報告や国土利用計画の報告を行います。

（６）宮城県

国土利用計画は、県計画と整合性をとる必要があるため、宮城県震災復興・企画部土地対策課と連絡調整及び協議を行います。

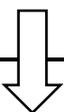
【策定体制図】



2 計画策定スケジュール

計画策定のスケジュールは、約1年半とします。スケジュールの詳細については、別紙「総合計画等策定スケジュール」のとおりです。

【総合計画等策定スケジュール】

年度	月	行政	審議会	住民	議会
28	12	庁議にて策定方針の決定 計画策定支援業務プロポ公募			
	1	総合計画策定支援業者決定			
	2	総合計画策定委員会の設置			
	3	総合計画審議会条例改正 前計画の検証作業開始	総合計画審議 会条例の改正	住民満足度調査 	
29	4	専門部会の設置（人事異動があ るため4月に設置）	委員の募集等		
	5	策定委員会・専門部会 	第1回審議会 （委嘱・諮問）	まちづくりセミナー	
	6			第1回まちづくり会議	
	7		第2回審議会		
	8			子ども未来会議 （夏休み期間中）	
	9		第3回審議会		
	10			各団体・企業の代表者との 意見交換会	
	11		第4回審議会 （中間報告）		
	12			第2回まちづくり会議	中間報告
	1		第5回審議会		
	2				
	3		第6回審議会 （答申）		
30	4				
	5				
	6	基本構想・基本計画素案の決定		パブリックコメント	
	7			住民説明会	
	8				
	9	基本構想・基本計画議決			議決
	10	政策形成ヒアリング			
	11	計画書の印刷（全戸配布）			
	12	次年度の予算編成作業			